鳥労発基 0701 第５号
令和８年７月１日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃より労働安全衛生行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 112 号。以下「改正省令」という。）が令和８年６月 30 日に公布され、令和９年４月１日から施行することとされたところです。

内容は、労働安全衛生規則（昭和 47 年省令第 32 号）第 52 条の 14 第１項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務としていますが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものです。

今般、その改正の内容等について、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましても御承知の上、関係事業者に対して周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

参考　別添通達の第２の本文中の「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 27 年４月 15 日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第１号）」につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、必要に応じて参照していただきますようお願いいたします。（右の QR コードからもご確認いただけます）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000181838.html

(一社)鳥取県労働基準協会
受
令和 8.7.-6
第　号

基発0630第２号
令和８年６月30日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第112号。以下「改正省令」という。）が令和８年６月30日に公布され、令和９年４月１日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

## 第１　改正の要点

### １　概要

労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号）第52条の14第１項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

### ２　施行期日

改正省令は、令和９年４月１日から施行すること。

## 第２　改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）11の（4）ア等において示しているものを想定しており、従来の運用に変更を加えるものではないこと。

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。